			店舗販	売業許可	申請書	名称に「薬局」	等の文字を	)
店舗		称	ドラッグス	ストア(	00	つけないこと		
			000-000	TEL(O9	6)000-000	O FAX(096) 000-00	)00	
店舗	の所在	三 地	熊本市〇	<b>XOO</b>	」 □ 国△番△	2号 00ビル1階	ビル名	も記
店舗の	構造設備の	概要			別紙の			
	り販売又				別紙の	とおり		
	<u>う 体 制 の</u> っては)薬事				73.1484.67			-
	を有する役				00			
通常の営	業日及び営	業時間			別紙の	とおり		
相談時及	び緊急時の	連絡先	000-0	0000	-0000			
特定販売	もの実施	の有無			有	. 無		
含関申(	I/ 9年か欠3	屈し ブロッチョン	± <b>/</b> .		1、取消しの日	王貝なし		
ひ。	2) 法第 75 条	:の2第1項の	)規定により登	経録を取り消	肖され、取消し	の日 全員なし		
一	<u>から3年を</u> 3) 拘禁刑以	<u>を経過してい</u> 上の刑に処せ	ない者 られ、その執	行を終わり	、又は執行を受			
格責人に	ことかな	くなつに俊、	3年を栓廻し	ていない有	締法その他薬事		(申請者)	1
	4) 関する法々	令で政令で定		これに基づ	く処分に違反し		の場合で 複数名い	
有 (			は覚醒剤の中		. 6 С	全員なし	は「全員だ	-
る、一役薬(	n i				を適正に行うに	当たく	と記載	
員事      をに (	員事 って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 よう を に (7) 店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有 今日たし							
	すると認	められない者		明書は△	年△月△日は	 こ××薬店の開設許可	申請の添付	
備		考	書類として	提出したな	こめ省略	添付書類を省	一 公路する場合	h
上記により、	、店舗販売		申請します日を記載	<u></u>		は記載		
〇〇年	〇月〇	$\blacksquare$	(法人に	」 ∶あって <b>ो</b> 1	FT (096) 000	D-0000 FAX(096)00	0-0000	
	le 1: 1			たる事務	T000-000	O		
	者の氏名・住 の場合は、登		7		熊本市〇区	〇〇△丁目△番△号	•	
名・信			名 (法人に	:あって) ;	株式会社	$\nabla\nabla$		
熊本市保健河	所長 様	1	は、名詞表者の記	が及いて		· · 締役 □□ □□		
所 長	課長	副課長	主 査	課	 員			1
							月 日	
						→ この申請について、i		
受	頁 印	受(	寸 印	決	裁印	してよろしいか。	正り証を欠り	
手数料	29,000 円							
						   許可年月日 年	月 日	
						許可番号 第	号	
						1 1 M 7 V	•	
□平面図 □	□別紙 □従事	事者表 □営	業日・営業時間	『表 □登』	記事項証明書(	(法人である場合)		
						売業務体制に関する申告書 E証明記載のある写し可)		
	/"风女   口冗百	皿入は豆螺菌	11.1/17年前5 (カボタ	57/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17	4. 肃以石 77 原子	、mr.2.1mr#X v2 x2 る チ し 引丿		:

# 別紙 (店舗販売業)

店舗名: ドラッグストア 〇〇

1	販売・授与する医薬品の区分 □ 要指導医薬品 □ 第1類医薬品 ☑ 指定第2類医薬品 ☑ 第2類医薬品(指定第2類医薬品を ☑ 第3類医薬品	除く)	
2	兼営事業の種類		
		□ 卸売販売業	
	□ 配置販売業	□ 毒物劇物販売業	
	☑ 管理医療機器等販売業・貸与業(届	)	
	□ 高度管理医療機器等販売業・貸与業	(許可)	
	□ 化粧品販売	▼ 食品・雑貨販売	
	ロなし	□ その他(	)
3	冷暗貯蔵のための設備 □あり	☑なし(冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合不要)	5
	鍵のかかる貯蔵設備 口あり	☑なし(毒薬を取り扱わない場合は不要)	
4	情報提供を行う場所の数 (	<mark>1</mark> ヶ所)	
		医品の情報提供を行う場所の数(要指導医薬	品又は第一
	類医薬品を取り扱う場合) ( 1	ケ所)	

(注意)

1 該当する項目の□に✔を記入すること

# 従 事 者 表

## ○○年○月○日

薬	局又は店舗の名称	ドラッグストア 〇〇	
	s p が な 氏 名	くまもと たろう <mark>熊本 太郎</mark> 〇年〇月〇日生	
公	住所	〒000-0000 熊本市〇区〇〇△丁目△番△号	
管理者	週当たり勤務時間数	4 〇時間 免許証等照合欄	
相	種 別	薬剤師・登録販売者	
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号	第 00-00-000 号 薬剤師名簿登録年月日	
登そ	氏	で	
登録販売者	住所	〒000-0000 熊本市口区口口丁目口番口号	
者薬	週当たり勤務時間数	35. 5時間 免許証等照合欄	
師又	種 別	薬剤師・登録販売者	
は	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号	第 ○○-○○ 号 薬剤師名簿登録年月日 □年□月□日	
登そ	s y が な 氏 名	ほけんじょ いちろう <b>保健所 一郎</b> △年△月△日生	
登録販売者の他の薬剤師又	住所	〒000-0000 熊本市△区△△○丁目○番○号	
者薬剤	週当たり勤務時間数	3 〇時間 免許証等照合欄	
師又	種 別	薬剤師・登録販売者	
は	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号	第 00-00-000 号 薬剤師名簿登録年月日	
登そ	s p が な 氏 名	あ そ みどり <b>阿蘇 緑</b>	
録の販価	住所	〒000-0000 熊本市×区××〇丁目〇番〇号	
※売者 配の薬剤師!	週当たり勤務時間数	4 〇時間 免許証等照合欄	
師又	種別	薬剤師・登録販売者	
は	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号	第 00-00-000 号 薬剤師名簿登録年月日	
登そ	s p が な 氏 名	あまくさ ごろう 天草 吾郎 <b>(研修中)</b>	
緑の	住所	〒000-0000 管理者要件を満たさ 熊本市×区××〇丁目×番×号 (過去5年のうち2年)	
者薬剤	週当たり勤務時間数	20時間 の実務経験ない) 登録販売者の名前の	横に
(販売者) 他の薬剤師又	種 別	薬剤師・ 登録販売者 「研修中」と記載す	
んは	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号	第 00-00-000 号 薬剤師名簿登録年月日 ×年× スノ 地元 法事登録年月日 ×年× カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

## 営業日・営業時間表

○○年○月○日

## 薬局又は店舗の名称: ドラッグストア 〇〇

### ○薬局又は店舗の開店時間

日:	9時	00分~	21時	〇〇分、	時	分~	時	分
月:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
火:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
水:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
木:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
金:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
士:	9時	00分~	21時	〇〇分、	時	分~	時	分

1週間の合計時間: 84時間

### ○要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間

日:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
月:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
火:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
水:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
木:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
金:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
土:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分

1週間の合計時間: 84時間

## ○第1類医薬品・要指導医薬品を販売する開店時間(※第1類医薬品又は要指導医薬品を販売する場合)

$O_{\overline{JJ}}$		女1145	/CDD C ///	70 / 0/1/1/1	1		二十四大品の	MAJU / D M U /
日:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
月:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
火:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
水:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
木:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
金:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分
土:	時	分~	時	分、	時	分~	時	分

1週間の合計時間: 時間

## ○特定販売を行う営業時間(※特定販売を行う場合)

日:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
月:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
火:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
水:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
木:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
金:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分
土:	9時	00分~	21時	00分、	時	分~	時	分

1週間の合計時間: 84時間

欠格条項「精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な	Z
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するおそれがある場合に	Z
提出してください。	

診	床	書
ロン	<del></del>	

氏 名						性別	女
生年月日	大正・	召和・平成 △	△年	1 月	1 日	年齢	▽▽歳
上記の者に	ついて、下記のと:	おり診断します	0				
1 精神機	<u>能</u>						
精神機	能の障害						
☑明ら	かに該当なし	□専門家による	判断が迫	<b>必要(</b> 注	主 1)		
	家による判断が必 に現在の状況(で			折名及で	び現に受けて	いる治療	の内容
(・診	断名						
・治	療内容、現状等						
	大麻、あへん又は	覚せい剤の中毒			3ヶ月以内		
<b>∠</b> なし	/ □あり <del>I □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</del>						
診断年月日	〇年	○月 ○日			※詳細(	こついてに	は別紙も可
	病院、診療所又は 介護老人保健施設 等の名称	0 0 0	) クリ	ニック	7		
医師	所在地	〒000-000 〇〇市〇区C	ОДТ	目△番	≸△号 TEL(OOO)O	00-000	)
	氏 名	ΔΔ	Δ	Δ			

## 使 用 関 係 証 書

下記のとおり、使用関係にあることを証します。

記

1 勤務場所の名 称 ドラッグストア ○○

所在地 熊本市〇区〇〇△丁目〇番〇号 〇〇ビル1階

2 勤務時間 9時00分 から 18時00分まで

(週当たり勤務時間数: 40 時間)

- 3 休 日 土曜日・日曜日・祝日
- 4 給 料 月 350,000 円
- 5 管理者である場合、上記勤務場所以外の場所において、薬事に関する実務に従事しな いこと。

〇年 〇月 〇日

使用者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

熊本市○区○○△丁目△番△号

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 ▽▽ 代表取締役 □□ □□

被用者(✔管理者□その他の資格者)

住所 熊本市〇区〇〇△丁目〇番〇号

(ふりがな) くまもと たろう 氏名 **熊本 太郎** 

薬剤師・登録販売者 その他 ( )

登録番号: 00-00-0000 登録年月日:H0年0月0日

生年月日: S〇年〇月〇日

熊本市保健所長 様

## 医薬品等の販売・授与の業務を行う体制に関する申告書(店舗販売業)

〇〇年 〇月 〇日

店舗の名称: ドラッグストア 〇〇

#### 1 業務を行う体制について

- ① 業務を行う体制について
- ☑ 店舗管理者は、常勤である。
- ☑ 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する開店時間内は、常時、薬剤師が勤務する。
- ☑ 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売する開店時間内は、常時、薬剤師又は登録販売者が勤務する。
- ☑ 医薬品等の購入者等から相談があった場合に、情報の提供又は指導を行う体制を備えている。☑ 営業時間外についても備えている。
- ② 医薬品の適正販売等を確保するために、次のような必要な措置を講じる。
- ☑ 指針を策定する。
- ☑ 従事者に対する研修を実施する。
- ☑ 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制を整備する。
- ☑ 業務に関する手順書を作成し、手順書に基づき業務を実施する。
- ☑ 情報の収集、その他医薬品の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策を実施する。

## 2 従事者の区別について

_		
	① 薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別を次の方法で行う。	
	□ 名札(氏名と資格を記載) ☑ 名札及び衣服等による区別	
	□ その他(	)
3	医薬品の販売方法について	
	① 医薬品の販売方法について	
	□ 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない営業時間は、陳列場所を閉鎖する。	
	その方法(	)
	☑ 店舗の開店時間内に、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間帯はない。	
	② 要指導医薬品又は第1類医薬品の陳列について	
	☑ 要指導医薬品又は第1類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列する。	
	☑ 鍵をかけた陳列設備に陳列する。 □ 直接手の触れられない設備に陳列する。	
	□ 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売しない開店時間は、その陳列区画を閉鎖する	5.
	その方法(	)

- ③ 指定第2類医薬品の陳列について
- ☑ 情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列する。
- □ かぎをかけた陳列設備に陳列する。
- □ 1.2メートル以内の範囲に進入できない措置をとる。

### 4 情報の提供について

- ① 要指導医薬品又は第1類医薬品の情報の提供について
- ☑ 薬剤師が、情報提供を行う場所において書面を用いて対面で行う。
- ☑ 登録販売者又は一般従事者が情報提供を行わないよう、薬剤師への伝達の体制及びその 方法を手順書に記載している。
- ② 第2類医薬品又は第3類医薬品の情報提供について
- ☑ 薬剤師又は登録販売者が、情報提供を行う場所において対面で行う。
- ✓ 一般従事者が情報提供を行わないよう、薬剤師又は登録販売者への伝達の体制及びその 方法を手順書に記載している。
- ☑ 指定第2類医薬品については、禁忌の確認や専門家への相談を促す掲示・表示を行うと ともに、購入者にその内容が適切に伝わる取組を行う。

### 特定販売の概要(店舗販売業)

## 店舗名: ドラッグストア 〇〇

①特定販売を行う際に使用する 通信手段	<ul><li>□インターネット</li><li>✓電話</li><li>□カタログ</li><li>□その他(</li></ul>	)
②特定販売を行う医薬品の区分	□第1類医薬品 ☑指定第2類医薬品 ☑第2類医薬品 ☑第3類医薬品	
③営業時間のうち特定販売のみを 行う時間	□あり ( 時 分 ~ 時 分 ☑なし	)
④都道府県知事又は厚生労働大臣 が特定販売の実施方法に関する 適切な監督を行うために必要な 設備の概要(営業時間のうち特定 販売のみを行う時間がある場合)	□パソコン □デジカメ □電話 □その他(	)
<ul><li>⑤特定販売を行うことについて インターネットを利用して広告 をするときは、主たるホームペー ジアドレス (URL) 及び主たるホームページの構成の概要</li></ul>	インターネットを利用して広告 □する ☑ しない 主たるホームページのアドレス ( 主たるホームページの構成の概要 (	)
⑥特定販売を行うことについての 広告に、正式名称と異なる名称を 表示するときは、その名称	□表示する ( ☑表示しない	)

#### (注意)

- 1 該当する項目の□に✔を記入すること
- 2 ④の必要な設備について、都道府県知事等の求めに応じてデジカメ等で撮影した画像をパソコン等により電送することを想定。必要な設備をすべて備えること。
- 3 ⑤の主たるホームページの構成の概要について、その記載事項のすべてを記載することができない場合は同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - (ア) ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるような ホームページのイメージ等の書類を添付すること。
  - (イ) 一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらすべてについて 関連する書類添付すること。
  - (ウ) ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合には、開設者は、熊本市等が ホームページを閲覧することができるよう、当該パスワード等を主たるホームページの 構成の概要の中に盛り込むこと。
  - (エ) カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を添付すること。